

# 川崎市立三田小学校いじめ防止基本方針

## 1 令和6年度 学校経営方針

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・SOS 出し方教育

### 学校教育目標

みんなで作ろう 楽しい学校  
みんなでめざそう やさしく かしこく たくましく

学校目標の実現に向けた取組（◎は重点）		
みんなで作る	子ども主体の特別活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの思いや主体性を大切にし、学級・学校行事を行う。</li> <li>・たてわり活動・異学年交流を通じて自己有用感を高める。</li> </ul>
楽しいやさしく	一人一人を大切にされた支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎不登校・行滞り児童への支援体制を強化する。</li> <li>・いじめの予防教育に取組み、早期発見・チーム対応を図る。</li> <li>◎通級指導教室の巡回指導やエリア拠点校を効果的に実施する。</li> <li>・食育推進や安心・安全な給食の提供、保健管理を通じて健康を守る</li> </ul>
かしこくたくましく	学び合う授業づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎学び合い教え合いを通じ見方・考え方を働かせ深い学びをめざす。</li> <li>・豊かな感性を育むため、読書活動や音楽教育を充実させる。</li> <li>・GIGA 端末を授業に効果的に活用する。</li> <li>◎専科や教科担任制・英語講師により、教科を好きな子を育てる。</li> <li>・カリキュラムセンターの整備と効果的な活用を図る。</li> <li>・働きがいの醸成と業務の効率化により働き方改革を推進する。</li> </ul>
安心安全	信頼される学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校防災マニュアルに基づく実践的な訓練を実施する。</li> <li>◎校舎再生整備第3期工事を遂行し、整備予算を計画的・効果的に配分する。</li> <li>・校内の清掃や整備・交通安全指導を通して安心・安全な環境をつくる。</li> </ul>

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 三田小学校いじめ防止基本方針

- 日頃から人権尊重教育を通じ未然防止に取り組めます。
- いじめの早期発見、早期対応に心がけ、チームで取り組めます
- いじめられた子の心情を第一に考え対応します。

## 5 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめ防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

#### ② 相談体制の整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

#### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の

実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

#### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

##### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職及び児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

##### ② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

##### ③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

##### ④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

##### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

## (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 7 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】 \*児童指導部会を校内いじめ防止対策会議と位置づけ

校長または教頭、  
児童指導担当 支援教育コーディネーター 養護教諭、

【校内いじめ対策ケース会議の構成】 \*事案が発生したら管理職が招請し速やかに開催する

校長、教頭、児童指導担当 支援教育コーディネーター、学級担任

その他、当該事案に関わりのある教職員

\*緊急対応の場合は、上記の内、参加可能な者で構成する。

巡回カウンセラー・スクールソーシャルワーカー・通級センター的機能等を（必要に応じて参加要請する）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証————（学校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成————（学校長）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営————（教務主任）
- ・いじめ問題に関する資料の管理————（教頭）
- ・道徳教育との連携————（道徳主任）

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し————— (学校長)

**【記録】**

- ・いじめ事案に関する調査や対応の記録を担当が作成し、児童指導主任がまとめ5年間学校保管する。重大事態の場合は、10年間保管とする。

**【教育相談】**

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成
  - 1年————— (学年主任)                      2年————— (学年主任)
  - 3年————— (学年主任)                      4年————— (学年主任)
  - 5年————— (学年主任)                      6年————— (学年主任)
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営————— (支援教育コーディネーター)
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携
  - (支援教育コーディネーター・児童指導担当)

**【児童・保護者・地域との連携】**

- ・運営委員会 (代表委員会) との連携————— (5・6年担任)
- ・PTA校外委員会との連携————— (教務主任)
- ・地域教育会議との連携————— (教務主任)

**【関係機関との連携】**

- ・警察との連携————— (支援教育コーディネーター担当)
- ・児童相談所との連携————— (支援教育コーディネーター・児童指導担当)

**8 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画**

月	活動内容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導委員会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針 ・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認 ・役割分担 ・年間計画確認</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取り組みについて</li> <li>・第1回 効果測定の実施 (学年での読み取りと今後の指導についての検討)</li> <li>・児童指導部会にて各学年の状況報告と指導経過 ・いじめについての確認</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会にて各学年の状況報告と指導経過 ・いじめについての確認</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会にて各学年の状況報告と指導経過 ・いじめについての確認</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会にて各学年の状況報告と指導経過 ・いじめについての確認</li> <li>・教育相談週間の実施・夏休み期間中の対応確認</li> <li>・いじめ防止対策に関する研修会</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会にて各学年の状況報告と指導経過 ・いじめについての確認</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会にて各学年の状況報告と指導経過 ・いじめについての確認</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取り組みの確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会にて各学年の状況報告と指導経過 ・いじめについての確認</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会にて各学年の状況報告と指導経過 ・いじめについての確認</li> <li>・いじめ防止に関する児童会の取組 (代表委員会)</li> </ul>

12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会にて各学年の状況報告と指導経過</li> <li>・いじめについての確認</li> <li>・第2回 効果測定の実施（学年での読み取りと今後の指導について検討）</li> <li>・教育相談週間の実施</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会にて各学年の状況報告と指導経過</li> <li>・いじめについての確認</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会にて各学年の状況報告と指導経過</li> <li>・いじめについての確認</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映・【学校体制振り返り月間】の取り組み</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導部会にて各学年の状況報告と指導経過</li> <li>・いじめについての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・代表委員会を中心としたいじめ防止ポスターや標語の作成
- ・代表委員会や学年を中心としたあいさつ運動

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動
- ・学習の中での交流（生活科・総合・行事など）

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成

### 地域住民・保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・地域教育会議
- ・地域での見守り活動

### 教職員の取組

[職員研修での取り組み]

- ・「共生＊共育プログラム」実施のための研修
- ・効果測定の読みとり方、学級経営への生かし方についての共通理解

[企画会・児童指導部会の活用]

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき情報の共有化

[その他]

- ・効果測定の実施（学級経営案に反映）
- ・教育相談の実施（保護者・児童対象）